
プロジェクト	後発事象に関する会計基準の開発
項目	第 564 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 564 回企業会計基準委員会（2025 年 11 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

後発事象に関する会計基準の文案

2. 後発事象に関する会計基準（以下「後発事象会計基準」という。）の BC16 項に記載している「財務諸表の公表の承認日」に関する説明は、公表の承認日を定義しているようにも読めるため、用語の定義に記載する必要があるか確認したい。
3. 公開草案に寄せられたコメントを受けて、後発事象の定義において評価の終了時点の評価期間の末日とし、評価期間の定めを別途置くこととした対応に賛同する。この修文の経緯をコメントへの対応に記載することとし、結論の背景には記載していない理由を確認したい。

「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（その●）の文案

4. 後発事象会計基準の後発事象の定義で評価期間の末日までを期限とする点を明確にすることに伴い、「財務諸表の公表の承認日までに発生した」との記載を削除する事務局提案の文案に賛同する。

補足文書「開示後発事象の例示及び開示内容の例示について」の文案

5. 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」が廃止されることを考えると、補足文書の別紙 1 と別紙 2 のタイトルに記載されている「監基報 560 実 1」については、削除する又は「監基報 560 実 1 に記載されていた」等の表現とするのが良いと考える。

コメントへの対応案

6. コメント対応案 5)において、「実務上の負担を配慮し」との記載があるが、「実務上の負担に配慮し」又は「実務上の負担を考慮し」のいずれかの表現に見直すべきと考えられる。
7. コメント対応案 14)では、計算書類等に関する確認日と連結計算書類に関する確認日の間に発生した修正後発事象は、連結計算書類において開示後発事象に準じることとする特例的な取扱いの対象とならないことについて、「本適用指針 BC9 項の記載から明らかであるとされる」としているが、BC9 項では直接的に言及されていないため、記載の追加等が必要と考える。

以 上